

2022年11月9日

団体年金事業部

リスク分担型企業年金への移行

～（第2回）企業年金運営における財務リスクを踏まえた制度見直し～

確定給付企業年金は、2002年の制度発足から今年で20年を迎えますが、その間、リーマンショックやコロナショックによる運用環境の悪化、日銀のマイナス金利導入に伴う債券利回りの低下、などの経済環境の変化により、掛金負担、会計上の費用に係る企業年金の財務リスクは増してきました。このような中、大企業を中心に、財務リスク低減を目的とした退職金制度見直しの動きが見られます。

第1回の「確定拠出年金への移行」に続き、第2回では「リスク分担型企業年金への移行」をテーマに解説します。

【ご参考】

○年金通信 2016-147 第61号（2016年12月16日）

「確定給付企業年金の改善（弾力化）について（政省令・告示・通知の改正の要点）」

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=717>

○年金通信 2016-152 第64号（2016年12月22日）

「リスク分担型企業年金の会計上の取扱いについて（公表された内容の要点）」

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=722>

○年金通信 2021-46 第18号（2021年8月10日）

「確定給付企業年金の委託契約事項の規約変更手続きの見直し及び
リスク分担型企業年金に係る規定の整備について」

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=1413>

リスク分担型企業年金への移行

～（第2回）企業年金運営における財務リスクを踏まえた制度見直し～

第一生命保険株式会社
団体年金事業部

目次

- 1 RSの特徴
- 2 RSの掛金額
- 3 給付調整
- 4 財政運営
- 5 企業会計上の取扱い
- 6 同意手続き
- 7 その他の留意点（ガバナンス、企業会計上の再判定）
- 8 スケジュール
- 9 おわりに

※ 本稿は、2022年10月1日現在の情報に基づいて作成しています。

確定給付企業年金(以下、「DB」)の実施に伴い、企業に財務リスクが生じることは避けられませんが、これを削減する制度見直しの方法として、第1回では、確定拠出年金(以下、「DC」)への移行をテーマに取り上げました。第2回では、もう1つの方法として、リスク分担型企業年金(以下、「RS(Risk Share)」)への移行について、前回と同様にその仕組み・留意点を中心に解説します。

1. RSの特徴

第1回で解説しましたとおり、企業年金の主たるリスクである運用リスクについては、DBでは事業主、DCでは従業員と、いずれか一方がこれを負担しますが、RSは事業主と従業員の双方がリスクを分担する制度です。RSは年金法令上はDBに該当しますが、DCの特徴も併せ持つハイブリッド型の年金制度です。DCに類似した特に注目すべき特徴は、「掛金固定」、「積立状況に応じた給付調整」、「退職給付に係る負債計上の対象外」の3つです。

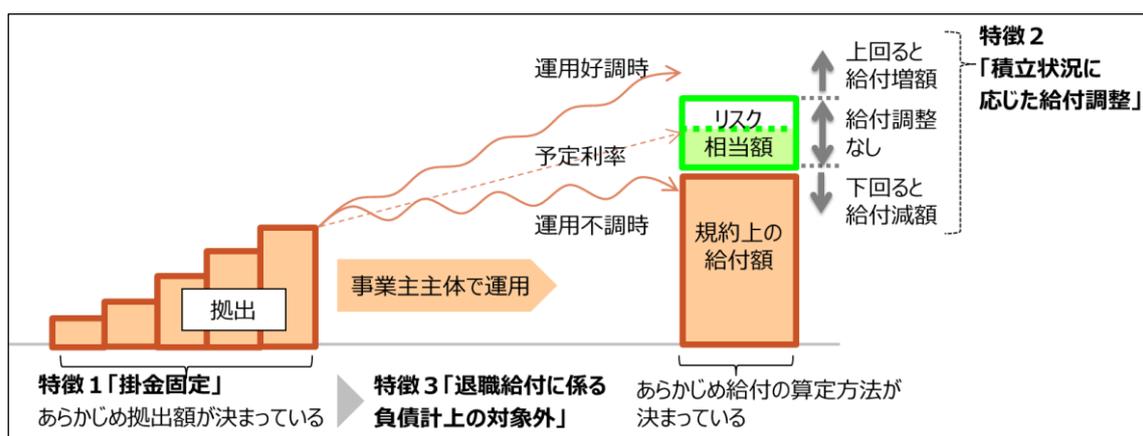
RS では、通常の給付に必要な積立金に、運用リスク等の将来のリスクへのバッファーを加算した額を目標に積み立てることで、事業主の追加の掛金負担を求めない一方で、リスクバッファーを超える積立不足が生じた場合は給付が減額調整される仕組みです。

積立金の運用は事業主が行い、リスクバッファーを超えて積立不足が生じた場合は給付が減額調整されます。逆に、運用が好調で将来のリスク相当額も上回る剰余が生じた場合は給付が増額調整されます。

掛金の追加負担がないことから企業会計上は DC と同じ取扱いとなり、B/S への退職給付に係る負債の計上は不要で、每期拠出した掛金を退職給付費用として P/L 上の費用に計上します。

事業主にとっては、DC と同様に掛金・会計費用ともに負担が掛金拠出額に限定されるメリットがあります。従業員にとっては、リスクバッファーがあるため DC と比べると減額調整が生じにくく給付が安定する点、また資産運用に不安をもつ従業員には事業主が運用を行う点がメリットに挙げられます。

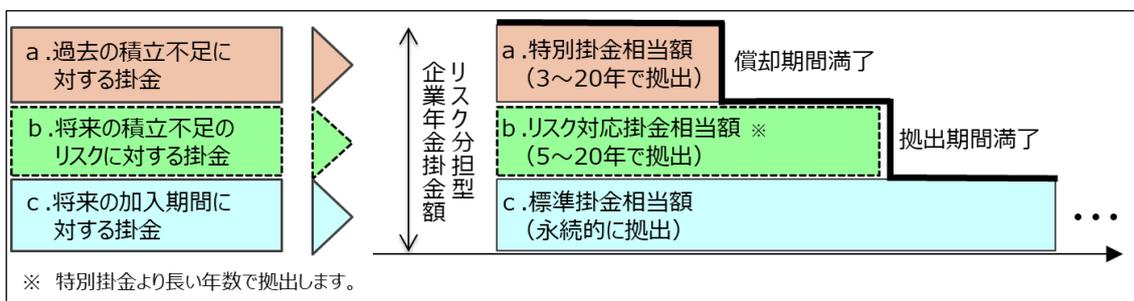
図表 1 RS の仕組み(イメージ図)



2. RS の掛金額

RS の掛金額は、通常の DB と同様に標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金で構成されますが、規約上の掛金はこれらを合算した額をリスク分担型企業年金掛金として定められます。このうち特別掛金相当額は RS 導入時の積立不足に対し設定され、リスク対応掛金相当額は財政悪化リスク相当額に対し 5～20 年で設定されるため、これらの拠出期間の終了後は標準掛金相当額のみになります。掛金は RS 導入時に規約に定めたリスク分担型企業年金掛金で固定化され、その後財政再計算や制度変更を行った場合でも、新たな労使合意を結ばない限り掛金額は変更されません。

図表2 RSの掛金額



掛金のうちリスク対応掛金相当額の基となる財政悪化リスク相当額は、主に「定常状態を想定」、「負債リスクを反映」、「将来の加入者を反映」の3点により、通常DBと比べ金額が大きくなり、結果としてリスク対応掛金相当額の負担が大きくなることには注意が必要です(図表3参照)。

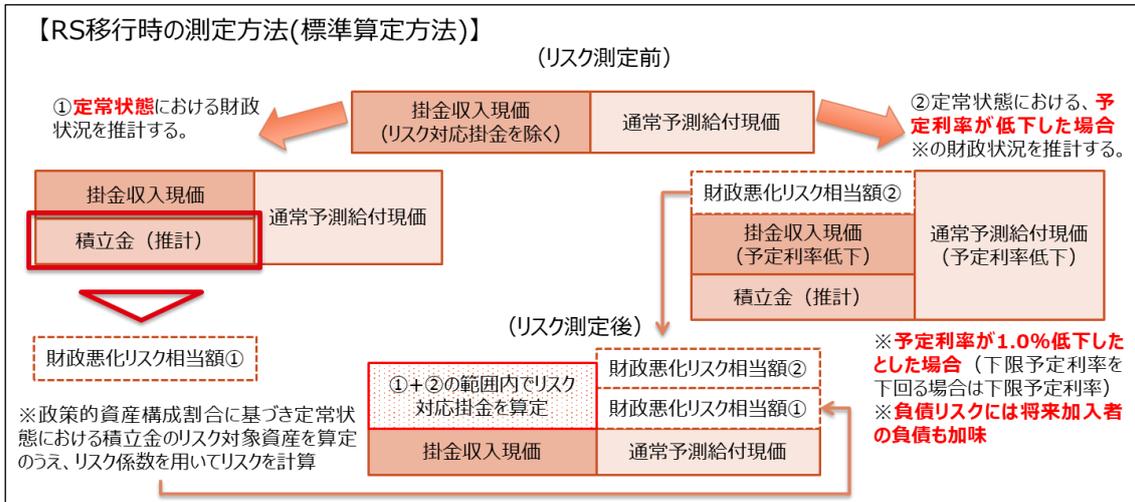
通常のDBでは、標準算定方法による財政悪化リスク相当額は、現時点の積立金について、リスク対象資産(内外の株式・債券、一般勘定、短期資産の6資産)ごとにリスク係数(国内債券は5%、外国債券は25%、株式は内外とも50%、一般勘定・短期資産はゼロ)を乗じることで算定されますが、RSでは定常状態の積立金を推計して、これにリスク係数を乗じます。定常状態とは、基礎率通りに人員が推移し、積立金・人員の規模が一定になった状態を指します。すなわち、毎年、予定した年齢・人数で新入社員が加入し、予定とおり昇給し、予定とおり退職者が発生し、年金制度の規模(人員や給与総額・積立金・負債総額)が一定となった状態です。現時点ではなく定常状態の積立金を用いるのは、RSでは掛金を固定するため、例えば創業間もなく社員が増加傾向にある場合は現時点の資産規模ではリスクが過小評価される恐れがあるためです。

負債リスクは基礎率の予定と実績の乖離により積立不足が生じるリスクを指し、通常のDBで算定することは必須ではありませんが、RSの場合は、このうち予定利率と実際の運用利回りが乖離するリスクとして、予定利率が1%低下した場合の負債(数理債務)の増加額(以下、「予定利率1%低下リスク」)を算定することが必要となります。なおRSでは、掛金を固定するため予定利率が1%低下した場合の数理債務を予定利率引下げ前の標準掛金を用いて算定するため、負債リスクは通常のDBよりも大きくなります。

さらにRSでは、将来人員変動により財政状況が悪化したとしても掛金を見直さないため、現時点だけでなく将来の加入者に係るリスクも財政悪化リスク相当額の計算に反映する必要があります。特に予定利率1%低下リスクの計算では将来加入者の負債も加味する必要があります。

その結果、RSの財政悪化リスク相当額は通常DBよりもかなり大きくなりますが、RS移行時にRSの給付減額に基づく労使合意を行うためには、リスクの5割を充足する掛金が必要となることに注意が必要です(「6. 同意手続き」参照)。

図表3 RSの財政悪化リスク相当額



3. 給付調整

RSの給付調整は、積立状況に応じて算定された調整率を規約上の給付額に乗ずることによって行われます。制度導入時、その後の財政再計算、及び毎年の財政決算において、資産と負債を比較し両者が均衡するように算定されます。具体的には、下図のとおり3つのパターンに分けて算定されます(図表4参照)。

I. 積立不足

積立金と掛金収入見込み額(掛金収入現価)を合算した額を「給付財源」とし、これを給付見込み額(調整前の給付現価)を比較して、給付財源の方が小さい場合(積立不足)は、給付現価が給付財源に一致するように給付が減額調整されます。式で書くと、「調整率＝給付財源/調整前の給付現価」となり、「調整後の給付現価＝調整前の給付現価×調整率＝給付財源」となります。

II. 財政均衡

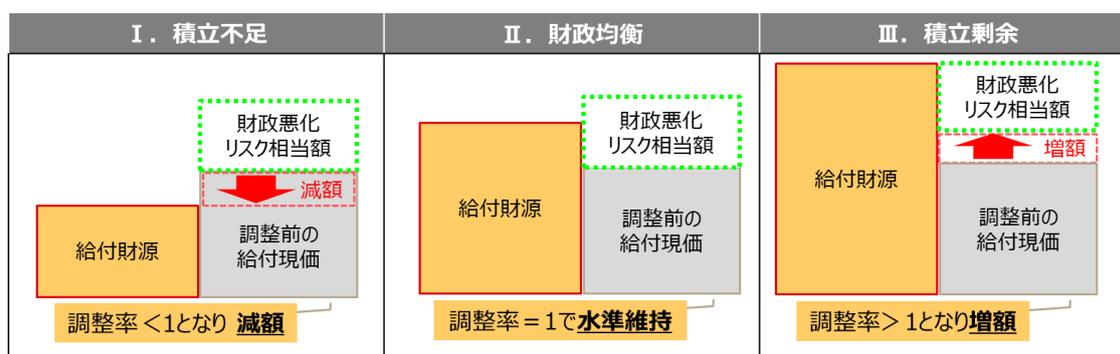
給付財源が給付現価を上回る一方、その上回る額が財政悪化リスク相当額の範囲内の場合(財政均衡)は、調整率は1.0となり給付調整は行われません。

III. 積立剰余

給付財源が給付現価を上回り、かつその上回る額が財政悪化リスク相当額をも上回る場合(積立剰余)は、調整前の給付現価に財政悪化リスク相当額を加算した額と、給付財源が一致するように給付が増額調整されます。

調整率が 1.0 となる財政均衡のケースには一定の幅があるため、運用以外の基礎率の影響を除けば、DC に比べると給付が安定する特徴があります。また、積立状況に応じて給付が減額・増額調整されるため、BS 上の剰余不足が生じることはありません。給付に調整率が反映されるタイミングは、これを算定した事業年度の翌事業年度又は翌々事業年度のいずれか規約に定めた事業年度となります。また、給付の変動を緩和するために、5 事業年度に亘り調整率を段階的に引下げ（又は引上げ）ることも可能です。調整率は、それが適用される期間に年金給付を受けている受給者の年金額にも、その期間に退職した場合に支払われる一時金額にも反映されます。

図表4 RS の給付調整



給付財源 = 積立金 + 掛金収入現価

$$\text{I の場合} \Rightarrow \text{調整率} = \frac{\text{給付財源}}{\text{調整前の給付現価}} < 1.0$$

$$\text{II の場合} \Rightarrow \text{調整率} = 1.0$$

$$\text{III の場合} \Rightarrow \text{調整率} = \frac{\text{給付財源} - \text{財政悪化リスク相当額}}{\text{調整前の給付現価}} > 1.0$$

4. 財政運営

RS は年金法令上は DB に該当するため、DB 法に定める毎年の財政決算、及び少なくとも 5 年に 1 回行う財政再計算が必要となります。

財政決算では、通常の DB とは異なり、積立上限の財政検証を除く、継続基準・非継続基準の 2 つの財政検証を行うこととされています。一方、常に資産と負債が均衡するように給付調整が施されるため、継続基準・非継続基準の財政検証結果自体の重要性は大きくないと言えるでしょう。

○継続基準

3. のとおり、積立状況に応じて調整率を算定のうえ給付現価を調整することから、積立不足に該当することはありません。継続基準は必ずクリアします。

○非継続基準

RS では、非継続基準の積立目標である最低積立基準額は積立金と一致するように定められていることから、非継続基準に抵触することはありません。RS の最低積立基準額は、通常 DB と同じ

方法で算定した最低積立基準額に、補正率を乗じて算定されます。「補正率＝積立金/補正前の最低積立基準額」であり、結果として、「補正後の最低積立基準額＝補正前の最低積立基準額×補正率＝積立金」となります。

3. のとおり、調整前の給付に対し剰余が生じた場合は増額調整によりBS 上剰余が生じないことから、積立超過の財政検証は不要とされています。

○財政再計算

RS の掛金は固定化されますが、少なくとも5年に1回行う再計算では、通常DBと同じように予定利率・予定死亡率・脱退率等の基礎率を見直して、財政悪化リスク相当額及び数理債務等を再算定します。さらに3. の基準に基づき調整率を算定します。予定利率の引下げなど債務が大きく増加する場合は、債務の増分は掛金ではなく給付で調整するため、より大きく給付額が減額調整される可能性があります。予定利率を含めた計算基礎の変動が掛金ではなく給付に影響する構造です。

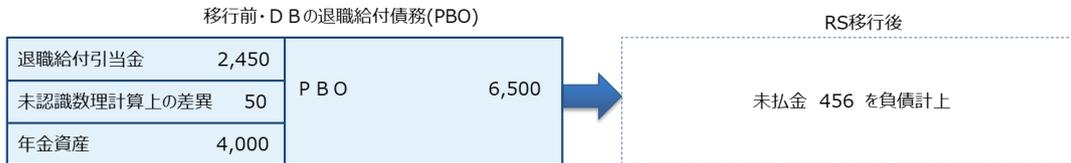
5. 企業会計上の取扱い

RS は、一部(後述7.)の場合を除き、企業会計上はDC に分類されるため、DBからの移行時は退職給付制度の終了に該当し、終了損益を特別損益として認識します。終了損益の計算はDC移行と同様ですが、RSの移行に当たり掛金に特別掛金相当額を設定する場合は一部RS独自の会計処理が加わります。

終了損益は、「制度変更により減少する(終了により消滅する)退職給付債務」と「RSに移換する積立金」の差額(マイナスの場合は特別損失)ですが、未認識差異(数理計算上の差異、過去勤務費用)がある場合は、この金額を一時に費用処理する必要があり、これを加味した金額となります。さらに、RSの掛金に特別掛金相当額がある場合は、この金額を特別損失として控除した金額が終了損益となります。特別掛金相当額は未払金に計上されます。RS移行後の毎期の退職給付費用は、RSの掛金から特別掛金相当額を除いた額となります。特別掛金相当額は拠出とともに未払金を取り崩します(図表5参照)。

図表5 DB から RS へ移行する場合の会計処理(個別財務諸表)

- A社は従来、DBを採用していたが、×1年4月1日に確定拠出制度に分類されるRSへ移行した。
- 移行の時点で規約に定める掛金に含まれる特別掛金相当額の総額は456である。税効果会計については考慮していない。



会計処理	解説
①退職給付制度終了に伴う処理 (借) 退職給付費用 456 (貸) 未払金 456 (終了損益) (借) 退職給付引当金 2,500 (貸) 退職給付費用 2,500 (終了損益)	<ul style="list-style-type: none"> • 特別掛金相当額(456)を未払金として一括計上し、損益を認識 • 終了した部分に係るPBO(6,500)と年金資産の支払額(4,000)の差(2,500)を損益として認識
②未認識項目の移行時の処理 (借) 退職給付費用 50 (貸) 退職給付引当金 50 (終了損益)	<ul style="list-style-type: none"> • 未認識数理計算上の差異(50)を損益に計上

①+②
▲456+2,500+▲50=1,994 ⇒ 特別利益

6. 同意手続き

DBからRSへの移行時は、通常の規約変更の労使合意に加えて、給付減額の同意が必要になる場合があります。

【給付減額の手続き】(確定給付企業年金法施行規則第6条)

○加入者について、以下のいずれかの同意が必要

- 加入者の3分の2以上の同意、および加入者の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は当該労働組合の同意
- 加入者の3分の2以上で組織する労働組合があるときは当該労働組合の同意

○受給権者について、以下の手続きが必要

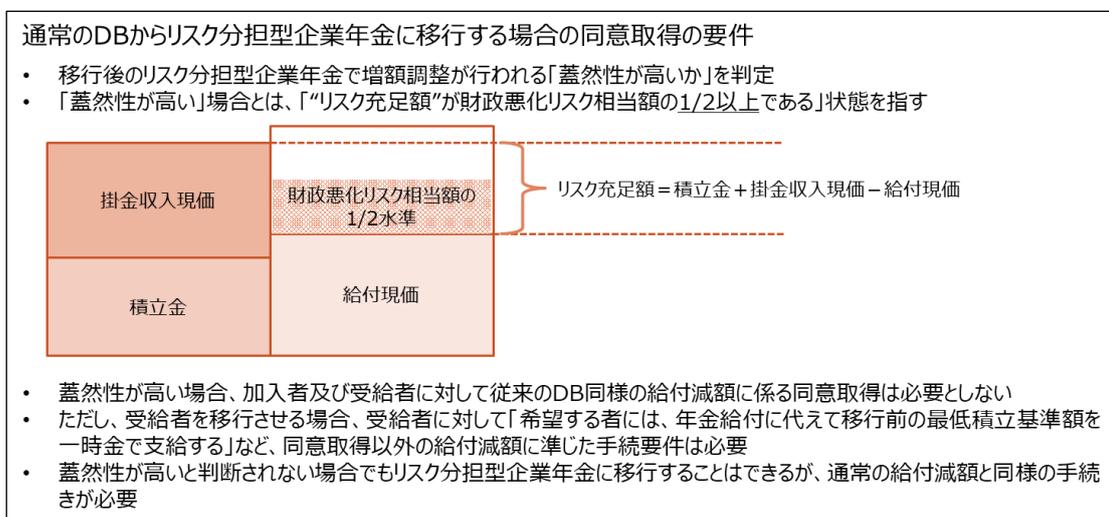
- 受給権者の3分の2以上の同意
- 希望する者に対し、規約変更前の最低積立基準額を一時金で支給するその他当該最低積立基準額が確保される措置を講じる

RSへの移行は、通常のDBにおける制度変更と異なり変更前後の給付水準に関わらず給付の減額に該当することとされていますが、一定の要件を満たすと取得すべき同意要件が緩和されます(図表6参照)。具体的には、以下、I、IIを両方満たす場合は、給付減額に係る同意が不要となります。

- I. 通常DBの給付の減額に該当しない(制度全体及び個々の加入者・受給権者の給付現価、最低積立基準額のいずれも減少しない)
- II. RS移行後のリスク充足額(給付財源(積立金と掛金収入現価を合算した額)が給付現価を上回る額)が財政悪化リスク相当額の50%以上であること

II. については、これを満たすことで RS 移行後に増額調整が行われる可能性が高いものと判断されます。I を満たしても II を満たさない(リスクの充足が 50%未満)なら、加入者・受給者の個別同意が必要となります。なお、上記を満たしても、緩和されるのは同意要件のみであり、受給権者等の減額に該当する場合の、「希望する者に対し、移行前の最低積立基準額を一時金で支給する」等の措置は必要となります。RS 移行後は、積立状況が現に支給を受けている受給者の年金額に影響することから、受給者への影響を考慮し給付が安定するように一定のリスクバッファを維持するような掛金(リスク対応掛金相当額)設定が望ましいものと考えられます。

図表6 RS の同意取得の要件(RS 移行時)

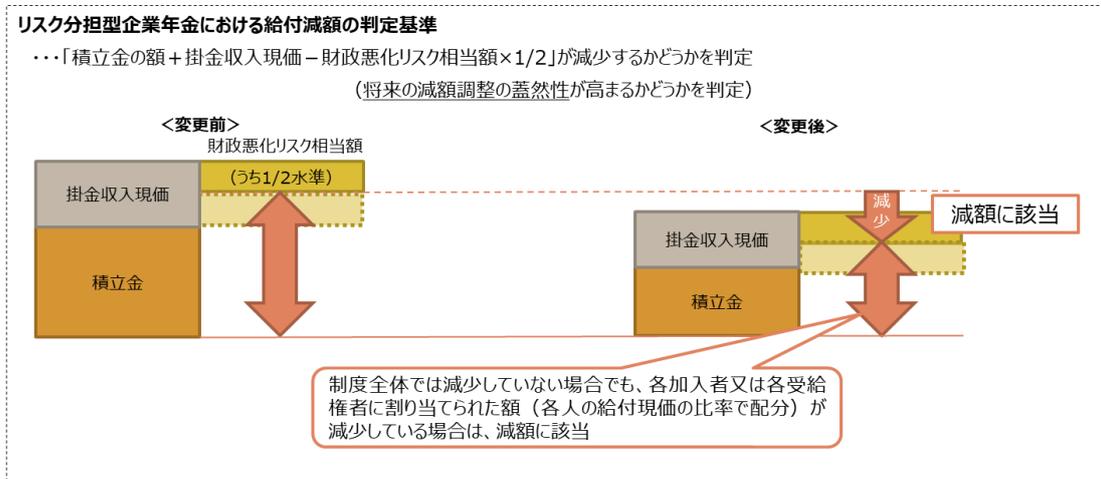


RS 導入後に制度変更する場合は、通常 DB の給付減額の判定に加え、RS の場合は個々の給付原資の変動に基づく給付減額の判定が必要となります。具体的には、制度全体の「給付財源—1/2×財政悪化リスク相当額」を各加入者・受給者の「給付現価」の比率で割り当てた額を個々の「給付原資」とみなして、この金額が減少した場合は給付の減額に該当するものとします。

このため、加入者の一部の給付を増額する制度変更の場合は、増額対象者の給付現価の増加により、増額対象ではない加入者又は受給権者は相対的に給付原資が減少するため給付の減額に該当します。DB を統合したり、実施事業所を追加したりする場合も、統合等に伴い新たに加入する加入者に対し、財源(制度全体の「給付財源—1/2×財政悪化リスク相当額」)が割り当てられることで、既加入者又は受給権者は給付の減額に該当することがあります。これを回避するには財源を増やすために掛金を増額する方法が考えられます。ただし、RS の掛金変更を行う場合は、企業会計上 DC 扱いされなくなる可能性に注意が必要です。

このことから、RS 導入後は制度変更や事業所再編は、給付減額の該当有無、掛金変更の必要性の有無と有の場合の会計上の DC 適用等の問題から容易に実施できない可能性があることに十分注意が必要です。

図表7 RS の給付減額の基準(RS 導入後)



7. その他の留意点(ガバナンス、企業会計上の再判定)

(1)ガバナンス

RS は積立状況が加入者・受給者の給付に直結する制度のため、制度運営において通常の DB よりも厳しいガバナンスが求められます。特に、「①運用の基本方針の作成・変更」、「②業務概況の周知」の2点について通常 DB より厳しい基準が設定されています。

①運用の基本方針の作成・変更

RS に関わらず全ての DB において、運用の基本方針、政策的資産構成割合の策定が義務付けられており、基本方針の作成・変更に当たり加入者の意見を聴く必要があります。加入者の意見を聴く方法について、通常の DB では、基本方針を掲載した業務概況の周知を通じて加入者の意見を募る等の簡便な方法が可能ですが、RS の場合は、加入者代表が参画する委員会を設置して、年1回以上、又は基本方針の作成・変更を行う際に、代表者に意見を述べる機会を設ける必要があります。なお、基金型の場合は、基本方針の作成・変更に対し加入者に意見提出の機会を与える取扱い等が可能です。

②業務概況の周知

通常の DB では、加入者に対し年1回以上業務概況の周知を行い、受給者への周知は必須とされていませんが、RS では加入者に加え受給者にも周知が必須となります。

さらに、周知項目には、RS の給付調整に関する項目として「調整率の推移やその他調整に関する事項」が追加されます。

(2) 企業会計上の再判定

RS の企業会計上の取扱いについては、DC と同じと述べましたが、正確には DC に分類される RS は、「企業の拠出義務が規約に定めた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の他に追加的な拠出義務を実施的に負っていないもの」となります。

逆に RS のうち企業が実質的に拠出義務を負っており DC に分類されない例としては、「ある事業年度に積立金の額がゼロとなることが見込まれる場合に、その事業年度の給付に必要な特例掛金の拠出に関する事項を規約に定め、リスク分担型企業年金掛金額に追加して特例掛金を支払う場合」や「RS が退職一時金制度からの内枠移行の場合等で、RS の減額調整に対し、企業が退職一時金制度の給付を増額する義務を負う場合」などが挙げられます。また、企業会計上の分類は恒久的なものではなく、新たな労使合意に基づく掛金の改定が行われた場合など分類に影響を及ぼす事象が発生した場合は、引き続き DC 扱いできるかどうかの再判定が必要となります。

8. スケジュール

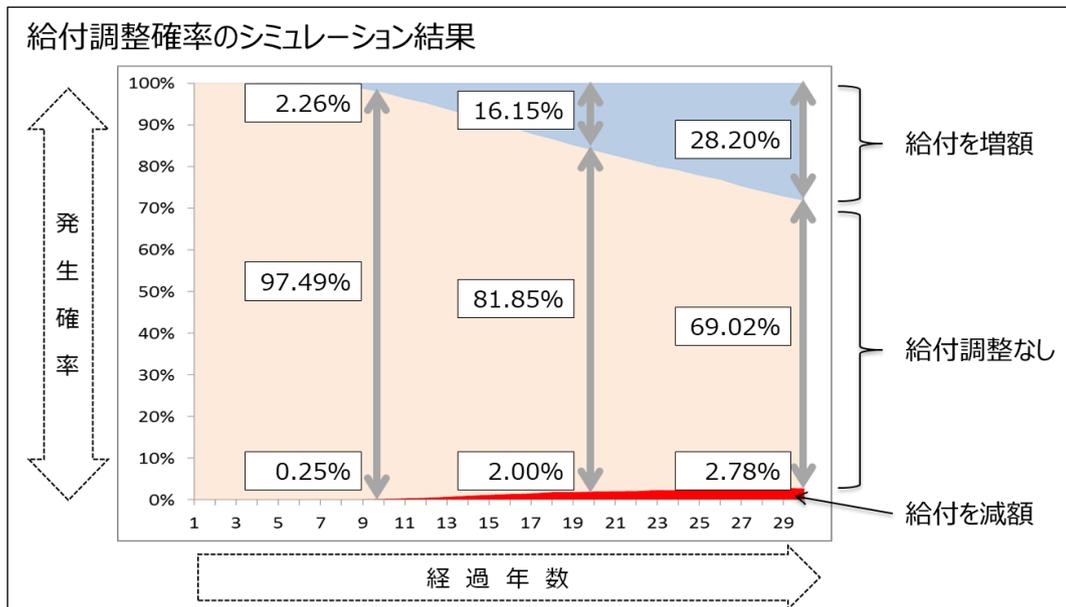
上述のとおり、RS は仕組みが複雑なことに加え、積立状況が給付に直結するため、給付設計・資産運用の検討や加入者・受給者への説明に十分な時間を確保する必要があることから、1 年～2 年程度の余裕をもったスケジュールで進める必要があります。

RS は年金法令上は DB に該当するため、DC に比べると自己都合削減・脱退一時金の設定など比較的自由的な給付設計が可能です。運用実績に加え、脱退・昇給等の予定と実績の乖離も給付に直結することから、例えば脱退や昇給の予定と実績の差が積立状況に影響しにくい設計とするなど、将来の給付への影響を考慮した給付設計・資産運用の検討が必要です。

特に、掛金のうちリスク対応掛金相当額については、その水準が給付減額の判定に影響することはもとより、労使が負担するリスク(掛金の大小と給付調整の可能性)を決める主たる要素であることから、十分な議論が必要です。加えて制度設計が固まってきた段階で、年金 ALM 等の将来予測により給付調整の発生率を検証し労使で共有することが、給付額の安定性を確保し、加入者・受給者と合意形成するうえで有効であるものと考えられます。

図表8は、年金 ALM による 30 年間の調整率のシミュレーションの例です。縦軸は予測期間中の各年度の「増額調整」、「調整なし」、「減額調整」の発生確率を表しています。この例では 30 年後に減額調整が発生する確率は 2.78%となりますが、このような数値に基づき労使で分担するリスクを検証し決定します。

図表8 給付調整確率のシミュレーションの例



9. おわりに

DCは2001年10月に制度が発足し、RSについても2017年1月に制度が発足し5年以上が経過しています。「掛金が固定化される」、「退職給付に係る負債の計上が不要である」、などのDC、RSのメリットは比較的分かり易く伝えられているものの、導入に当たっての手続き、制約や導入後の投資教育(DC)、ガバナンス(RS)などの留意点も制度を選択するうえで重要な要素です。

今回2回のレポートで紹介したとおり、DC、RSの導入に係る負担は小さくはないですが、運用環境の悪化、雇用の流動化など社会・経済環境の変化に伴う企業年金の課題に対応すべく導入された制度であり、活用次第では、企業年金の運営リスクを軽減し制度の持続可能性を高める効果が期待されます。もちろん、従業員にとっては新たに運用リスクを負うことから、労使が負担するリスクに基づき、掛金、給付設計、資産運用など制度見直しに十分な検討が求められます。

実際に制度見直しを行う際は、受託機関のサポートを受けて実施することになります。

本稿が、皆さまの企業年金に係る課題解決に寄与し、持続可能性の高い年金制度の実現に少しでもお役に立てることができれば幸いです。